知
 立
 市

 保
 育
 園
 長
 様

## 登園許可証明書

				<u>,</u>	保育園名				
					園児氏名				
					生年月日		年	月	日生_
1.	感染症	第1種	ジフテ	リア、痘そ	急性灰白髄炎 こう、南米出」 E候群、鳥イ	血熱、ペス	ト、マーノ	レブルグ疖	<b>ラッサ熱</b>
		第2種			充行性耳下腺 核、髄膜炎菌(		水痘		
		第3種	腸チフ		□性結膜炎、; ←フス、流行( (		腸管出』	血性大腸菌	<b></b>
2.	上記の努 患児は令	英病で令和 和	年	年月		日から療 登園してよ		_	左軽快し、 ます。
	<登園後	後の注意事!	頁>						
令	'和 年	月	日		医療機関				
					医師氏名	※氏名を自乳	署する場合.	、押印は省	略できます。

## 感 染 症 になった時 の対 応 について

~登園許可証明書の提出をお願いします~

下記の感染症と診断された場合、学校保健安全法施行規則に基づき、医師の許可が出るまで登園を 控えて下さい。治癒されましたら**登園許可証明書の提出をお願いいたします**。

## ◆感染症の出席停止期間の基準

	対象疾病	出席停止期間の基準				
第 1 種	エボラ出血熱、急性灰白髄炎(ポ゚リオ) クリミア・コンコ、出血熱、シ、フテリア、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールフ、ルク、病 ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群	完全に治癒するまで出席停止とする				
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療 が終了するまで				
	麻疹	解熱後、3日を経過するまで				
第	流行性耳下腺炎	腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで				
2	風疹	発疹が消失するまで				
種	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで				
	咽頭結膜炎	主要症状が消退後、2日を経過するまで				
	結核	医師において、感染のおそれがないと認められるまで				
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において、感染のおそれがないと認められるまで				
	※インフルエンザは別紙「登園許可報告書(保護者記入用)」に記入し提出してください。					
第	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症					
3	細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	医師において、感染のおそれがないと認められるまで				
種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	J				

## ◆「その他の感染症」の登園基準の目安

その他の感染症とは、保育園で感染症の流行が起こった場合、その流行を防ぐため、必要があれば医師 の指示のもと、第3種感染症としての措置をとることのできる疾患です。

保育所入所児がよくかかる感染症を下記に抜粋しました。

	が日がたがたがら、これが一般ない。								
	対象疾病	登園基準の目安							
その他の感染症	溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後24時間を経て、全身状態がよければ登園は可能である。							
	手足口病	本人の全身状態が安定している場合は登園可能である。							
	ヘルパンギーナ	本人の全身状態が安定している場合は登園可能である。							
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力はほとんど消失しているので、発疹のみで全身状態のよい者は登園可能である。							
	流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルス・ロタウイルス)	下痢、嘔吐症状が消失した後、全身状態のよい者は登園可能である。							
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態のよい者は登園可能である。							
	RSウイルス感染症	咳などの症状が安定した後、全身状態のよい者は登園可能である。							

(「学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説」より)

※<u>アタマジラミ症・とびひ・水いぼについては、適切な治療を行えば</u>通常登園に制限はありません。

しかし、集団生活の場では感染するおそれがあります。早めの受診をお願いします。